

施設台帳システム利用規約

八尾市水道局（以下、「当局」という）は、当局が提供する施設台帳システム（以下、「本システム」という）の利用者に対して、本システム利用規約（以下、「本規約」という）に同意したことを条件として、本システムの利用を許諾するものとする。

第1条（目的） 本規約は、当局と利用者との間における本システムの利用に関する同意事項を定めるものである。

第2条（定義） 本規約において、各号の用語は以下の意味で使用するものとする。

（1） 施設台帳システム（本システム）

当局が提供する施設・設備に関する情報のデータベースおよび運用を行うためのシステムをいう。

（2） システム利用者（利用者）

本システムに接続し、または利用する者をいう。

（3） システム運用資料

本システムの運用に関する資料をいう。

第3条（利用許諾） 当局は利用者に対し、本規約に規定するすべての条項を承諾したうえで、本システムを利用する権利を許諾するものとする。

2 当局は、利用者に対し、システム運用資料を提供する。

3 利用者は、利用者の PC に搭載された HDD その他の記憶装置に本システムを保存し、利用することができる。

4 利用者は、本システムをバックアップまたは保存の目的において複製することができる。

5 利用者は、本システムの稼働にあたり、電子機器、ソフトウェア類の環境条件の整理およびシステムの運用に要する費用等は利用者の負担とする。

第4条（制限事項） 利用者は、本システムを利用するにあたり、下記の条件を遵守すること。

（1） 利用者は、本システム並びにその利用権及び付随資料について、第三者に対しこれを譲渡、貸与、再利用権の許諾をなし、あるいは担保の目的を供するなど一切の処分を行わないこと。

（2） 利用者は本システム、付随資料およびこれらに関して知り得た技術情報を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに第三者に開示、漏洩しないこと。また、利用許諾の効力終了後も、第三者に開示、漏洩しないこと。

（3） 利用者は、本システムに対し次の行為を行わないこと。

① コンピュータウイルス等有害なコンピュータプログラム等の送受信

② 本システムを再配布、本システムに手を加えることにより当局に損害を与える行為

第5条(動作環境、サポート) 本システムは、マイクロソフトのOSであるWindows10及びExcel2016の環境にて動作確認は行ったため、異なる環境での動作の保証はできない。また、本システムの利用に関して、当局からのサポートは行わないため、トラブルの解決については利用者の責任において行うものとする。

第6条(有効期間) 本規約に基づく利用者との間の本システムに関わる利用許諾の効力は、次によって終了されない限り有効に存続するものとする。

- (1) 利用者が本規約のいずれかの条項に違反したとき。その場合、当局は、利用者の違反によって被った損害を利用者に請求することができるものとする。
- (2) 本システムの利用を終了したとき。その場合、利用者は、本システムを破棄するものとする。

第7条(免責事項) 本システムの利用にあたり以下の事項を免責事項とする。

- (1) 本システムは利用者に対して「現状のまま」提供されるものであり、当局は、本システムにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、本システムが特定目的に適合すること並びに本システム及びその利用が利用者または利用者以外の第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についての保証も行うものではない。また、当局は本システムの補修、保守その他のいかなる義務も負わない。
- (2) 当局は本システムの利用に起因して、利用者に生じた損害または第三者からの請求に基づく利用者の損害について、原因の如何を問わず、一切の責任を負わない。

第8条(届出) 本システムの利用にあたっては八尾市水道局に対し、「施設台帳システム利用届出書」を提出すること。

附則 令和5年7月3日 制定